

短期入所生活介護
特別養護老人ホームライフピア青柳
重要事項説明書

ライフピア青柳は、介護保険の指定を受けています。
介護保険事業所番号 0870100328

ライフピア青柳は、利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次により説明いたします。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要支援」、「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。

◇◆ 目 次 ◆◇

| | |
|----------------------------|----|
| 1. 施設経営法人 | 1 |
| 2. 水戸市から指定を受けている事業所の名称 | 1 |
| 3. ご利用施設 | 1 |
| 4. 居室の概要 | 2 |
| 5. 職員の配置状況 | 2 |
| 6. 当施設が提供するサービスと利用料金 | 3 |
| 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について） | 7 |
| 8. 苦情の受付について | 8 |
| 9. 契約締結からサービス提供までの流れ | 9 |
| 10. 守秘義務等について | 10 |
| 11. 身体拘束について | 10 |
| 12. ハラスメント防止について | 10 |
| 13. BCP（業務継続計画）の取り組みについて | 10 |
| 14. 感染症について | 10 |
| 15. 緊急時及び事故発生時における対応方法について | 11 |
| 16. 虐待防止に関する事項について | 11 |
| 17. 第三者評価の実施状況 | 11 |
| 18. サービス提供における事業者の義務 | 11 |
| 19. サービスの利用に関する留意点 | 12 |
| 20. 損害賠償について | 12 |

この重要事項説明書は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人恒勝会
- (2) 法人の所在地 水戸市青柳町3796番地
- (3) 電話番号 029-224-5855
- (4) FAX 029-224-5856
- (5) 代表者名 理事長 上田 淳
- (6) 設立年月 昭和63年7月12日

2 水戸市から指定を受け、当法人が運営している施設等の名称

- (1) 特別養護老人ホーム ライフピア青柳
- (2) 特別養護老人ホーム ライフピア河和田
- (3) 短期入所生活介護事業所特別養護老人ホームライフピア青柳
- (4) 短期入所生活介護事業所特別養護老人ホームライフピア河和田
- (5) ライフピア青柳通所介護事業所
- (6) ライフピア居宅介護支援事業所
- (7) ライフピア訪問看護ステーション

3 ご利用の施設

- (1) 指定の種類 指定短期入所生活介護 平成11年12月22日指定
- (2) 事業所の名称 短期入所生活介護事業所特別養護老人ホームライフピア青柳
※ 当施設は特別養護老人ホームライフピア青柳に併設されています。
- (3) 所在地 水戸市青柳町3796番地
- (4) 電話番号 029-224-5855
- (5) FAX 029-224-5856
- (6) 施設長 有川 努
- (7) 開設年月日 平成元年5月12日
- (8) 利用定員 9人
- (9) 営業日及び営業時間

| | |
|------|----------------------------|
| 営業日 | 年中無休 |
| 受付時間 | 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで |

(10) 施設の目的

施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、利用者の心身の状態に対応した適切なサービスと必要な機能訓練を行い、健康で明るい生活を営むことができるよう利用者の生活に行き届いた配慮をします。

(11) 運営方針

当施設は、短期入所生活介護計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものです。

4 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では、以下の居室、設備をご用意しています。個室をご希望される場合にはその旨お申し出ください。ただし、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合があります。

| 居室・設備の種類 | 室数 | 備 考 | 居室・設備の種類 | 室数 | 備 考 |
|-----------|----|---------------------------|----------|----|-----|
| 4人部屋 | 12 | | 医務室 | 1 | |
| 3人部屋 | 1 | | 静養室 | 1 | |
| 2人部屋 | 1 | | 事務室 | 1 | |
| 個室 | 6 | | 会議室 | 1 | |
| 食堂 | 1 | 催しや行事にも使用する多目的ホールを兼ねています | | | |
| 浴室 | 2 | 寝たままでも入浴できる機械浴と座位のままのリフト浴 | | | |
| 機能回復訓練室 | 1 | 平行棒、訓練用マットがあります。 | | | |
| 娯楽室 | 1 | 利用者同士の団欒やお茶飲みに使っています。 | | | |
| 相談室 | 1 | 気軽に相談に応じています。 | | | |
| 調理室 | 1 | | | | |
| 洗濯室 | 1 | 利用者が使用できる洗濯機があります。 | | | |
| 洗面所 | 2 | 1階、2階に設置してあります。 | | | |
| 車椅子便所 | 4 | 1階、2階とも男女用があります。 | | | |
| エレベーター・階段 | 1 | 2階への移動に使用します。 | | | |

☆居室・設備は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務付けられているものです。この施設設備の利用に当たっては、居室の使用料（滞在費）を別途ご負担いただきます。

☆居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族等と協議のうえ決定いたします。

5 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（特別養護老人ホームの職員が兼務しています。）

(1) 職員の配置状況 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種 | 配置人員 | 指定基準 |
|-------------|--------|--------|
| 1. 施設長（管理者） | 兼務1名以上 | 兼務1名以上 |
| 2. 生活相談員 | 1名以上 | 1名以上 |
| 3. 看護職員 | 3名以上 | 2名以上 |
| 4. 介護職員 | 17名以上 | 17名以上 |
| 5. 介護支援専門員 | 1名以上 | 1名以上 |
| 6. 栄養士 | 1名以上 | 1名以上 |
| 7. 機能訓練指導員 | 嘱託 | 嘱託可 |
| 8. 医師 | 嘱託 | 嘱託可 |

(2) 主な職員の勤務体制

| 職種 | 勤務体制 |
|---|--|
| 1. 医師 | 毎月 第1、3 金曜日 |
| 2. 看護職員 | 標準的な時間帯における最低配置人員 月～日曜日 午前8時30分～午後5時30分 2名 |
| 3. 介護職員 土・日は午前9時～ の勤務者は5名とな ります。 | 標準的な時間帯における最低配置人員 平日 午前7時30分～午前9時 4名 午前9時～午後6時15分 7名 午後6時15分～翌日午前7時30分 2名 |

(3) 主な職員の職務内容

- 介護職員 利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員（看護職員を含む。）を配置しています。
- 看護職員 主に利用者の健康管理、療養上の世話や機能訓練指導を行います。日常生活上の介護、介助も行います。2名以上の看護職員を配置しています。
- 生活相談員 利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。
- 機能訓練指導員 利用者の機能訓練を担当します。看護職員が兼務します。
- 介護支援専門員 利用者にかかわる短期入所生活介護計画（ケアプラン）を作成します。1名の介護支援専門員を配置しています。
- 医師 利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。嘱託で1名の医師を配置しています。

6 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して次のサービスを提供します。このサービスについては、利用料金が介護保険から給付される場合と利用料金の全額を契約者に負担いただく場合があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

次のサービスについては、居室の利用料（滞在費）、食事に係る自己負担額（食費）を除き、通常9割（介護保険負担割合証に応じて異なります）が介護保険から給付されます。

①食の提供（ただし、食費は別途いただきます。）

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養面、利用者の身体の状況、嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としていますが、希望により居室で食事をとることも可能です。
- ・食事時間及び食費は次のとおりです。

| | | | |
|----|----|----------|------|
| 朝食 | 午前 | 7時30分から | 320円 |
| 昼食 | 午前 | 11時30分から | 575円 |
| 夕食 | 午後 | 5時30分から | 550円 |

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必

要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) サービス利用料金（1日あたり）

次の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用に係る自己負担額合計金額をお支払いいただきます。ただし、この合計金額は、利用者の要介護度・介護保険負担割合証に応じて異なります。また、滞在費と食費について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。したがって、自己負担の合計額は次の表と異なってきます。

①多床室

自己負担額：1割負担の場合

| 要介護度と基本単位 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------------------------------------|--------|--------|--------|---------|---------|
| | 603 | 672 | 745 | 815 | 884 |
| 夜勤職員配置加算(I) | 13 | | | | |
| サービス提供体制強化加算(I) | 22 | | | | |
| 介護職員等処遇改善加算I(合計単位×14%) | 89 | 99 | 109 | 119 | 129 |
| 1日あたりの単位合計 | 727 | 806 | 889 | 969 | 1,048 |
| 地域加算 ※上記単位合計×10.55円 (少数点以下切り捨て) | 7,669円 | 8,503円 | 9,378円 | 10,222円 | 11,056円 |
| 介護保険から給付される金額 | 6,902円 | 7,652円 | 8,440円 | 9,199円 | 9,950円 |
| 自己負担額 | 767円 | 851円 | 938円 | 1,023円 | 1,106円 |
| 居住費 | 915円 | | | | |
| 食費 | 1,445円 | | | | |
| 自己負担合計 | 3,127円 | 3,211円 | 3,298円 | 3,383円 | 3,466円 |

②介護予防短期入所生活介護

自己負担額：1割負担の場合

| 要介護度と基本単位 | 要支援1 | 要支援2 |
|------------------------------------|--------|--------|
| | 451 | 561 |
| サービス提供体制加算(I) | 22 | |
| 介護職員等処遇改善加算I(合計単位×14%) | 66 | 82 |
| 1日あたりの単位合計 | 539 | 665 |
| 地域加算 ※上記単位合計×10.55円 (少数点以下切り捨て) | 5,686円 | 7,015円 |
| 介護保険から給付される金額 | 5,117円 | 6,313円 |
| 自己負担額 | 569円 | 702円 |
| 居住費 | 915円 | |
| 食費 | 1,445円 | |
| 自己負担合計 | 2,929円 | 3,062円 |

※ 端数処理の為、1円単位の相違の可能性があります。

※ 居住費と食費について介護保険負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額となります。

下記に該当する場合はその単位が加算されます。

| | | |
|-----------------|----------|---|
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | 22 単位/日 | 介護福祉士 80%以上。又は、勤続 10 年以上 介護福祉士 35%以上の場合。 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | 18 単位/日 | 介護福祉士 50%以上。若しくは常勤職員 75% 以上。又は勤続 7 年以上 30%以上の場合。 |
| 介護職員等処遇改善加算 Ⅰ | 合計単位×14% | 介護職員等の確保と介護職員の処遇改善の ための加算。 |

☆ その他加算 送迎加算 片道184単位

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全部をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

☆ 食費は一食ごとに設定してあります（（1）の①参照）提供した分の食費を負担していただきます。

(3)介護保険の給付対象とならないサービス

次のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

◎サービスの概要と利用料金

①特別な食事

利用者の希望に基づく特別な食事：要した費用の実費

②複写物の交付

利用者及び契約者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。（1枚につき 10円）

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活においても通常必要となる次の費用につきましては、契約者に負担いただきます。

○ 実費負担となるもの

- ・ 日常生活品の購入代金
- ・ 電話代
- ・ 外食代金
- ・ 嗜好品購入代金
- ・ 理容師による理髪サービス

○ 経費相当額を負担いただくもの

- ・ 居室で個人的に使用するテレビ 1台につき日額20円
- ・ 居室で個人的に使用する冷蔵庫 1台につき日額20円

○ その他負担いただくもの

- ・ エンゼルケアサービス（死亡時処置費用）
- ・ 寝巻き代
- ・ 口座振替、事務手数料 月額500円
- ・ 買い物代行 月額500円
職員が代行して、利用者が必要なものを直接又は通信販売等で購入する場合に負担していただきます。
- ・ 内服処方代行 1回500円
利用者に代わり、職員が内服の処方を取りに行く場合に負担していただきます。

④外出の付添い

利用者が個人的な理由で外出（体調不良等により施設の協力医療病院又は施設の嘱託医が指定する医療機関へ移送する場合は除く。）し、職員が付き添う次の場合

- ・ 施設の車両を使用した場合：介護する職員1人につき1時間まで2,000円とし、1時間を超える30分ごとに1,000円を加える。（運転している時間の職員を除く）

く。)

・交通機関を利用した場合 前記の額に職員分の旅客運賃等を加算した額

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)及び(3)の料金・費用は、1か月ごと又はサービス終了時に計算し、支払いは下記の通り振替え又は振込みの方法によりお支払いいただきます。(口座振替日は、翌月20日)

ア ゆうちょ銀行口座からの自動引落し

イ 茨城県内下記5金融機関の口座からの自動引落し

- ・筑波銀行
- ・常陽銀行
- ・水戸信用金庫
- ・茨城県信用組合
- ・茨城県信用農業協同組合連合会及び会員農業協同組合

※利用開始までに時間がかかる場合があります。その間は振込みをお願いいたします。

ウ 下記銀行口座への振込み

茨城県信用組合本店 普通預金 口座番号 7083868
口座名義 特別養護老人ホームライフピア青柳
施設長 有川 努

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものではありません。

① 協力医療機関

医療機関の名称 花小路診療所
所在地 水戸市新荘3-5-6

医療機関の名称 医療法人社団 協栄会 大久保病院
所在地 水戸市石川4丁目4040-32

(6) 利用の中止、変更、追加

利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として自己負担相当額をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能な日時を提示して協議します。

利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

7 サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から、利用者の要介護認定等の有効期限までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に6か月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

(1) 契約の終了

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了します。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(2) 契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間内であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、次の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の短期入所生活介護事業規程の変更に同意できない場合
- ③ 利用者が入院された場合
- ④ 利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ⑤ 事業者又はサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑥ 事業者又はサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦ 事業者又はサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧ 他の利用者が利用者の身体、財物、信用等を傷つけた場合又は傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 事業者からの契約解除の申し出

次の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者、利用者の家族等から、職員の人格を否定する言動、暴力、セクシュアルハラスメント等、職員の尊厳を傷つける行為、いわゆるカスタマーハラスメントに該当する行為があった場合

(4) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、生活環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情や相談は次の専用窓口で受け付けています。

○苦情受付窓口 生活相談員 佐藤 徹

○受付時間

毎週月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時30分まで
また、苦情受付ボックスを事務室カウンターに設置しています。

(2) 行政機関の苦情受付

○水戸市介護保険課

電 話 029-224-1111 (代表)

○茨城県長寿福祉課

電 話 029-301-3343

○ひたちなか市介護保険課

電 話 029-273-0111 (代表)

○那珂市介護長寿課介護保険グループ

電 話 029-298-1111 (代表)

○茨城県国民健康保険団体連合会

水戸市笠原町978番地の26

電 話 029-301-1565

9 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合にはその内容を踏まえ、契約締結時に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。

- ① 当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）が短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当します。
- ② 介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の原案について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③ 短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、又は利用者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、利用者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更します。
- ④ 短期入所生活介護計画が変更された場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

- (2) 利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービスの流れは次のとおりです。

① 要介護認定を受けている場合

- ・居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- ・短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
- ・介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一時全額お支払い頂きます。

（償還払い）

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- ・作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
- ・介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

② 要介護認定を受けていない場合

- ・要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- ・短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
- ・介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一時全額お支払いいただきます。（償還払い）

要支援、要介護と認定された場合

- ・居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- ・作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
- ・介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

自立と認定された場合

- ・契約は終了します。
- ・既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担です。

1 0 守秘義務等について

ホームの職員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者にもらしません。ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、契約者の同意を得ます。

1 1 身体拘束について

当施設では身体拘束等適正化検討委員会を設置しています。原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶため、緊急やむを得ない場合は慎重な検討を行い、利用者及びその家族に対して説明し同意を得た上で適正に行います。

- ① 「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」「身体拘束等の実施記録」に身体拘束にかかる様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記入するものとします。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図るものとします。
- ③ 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

1 2 ハラスメント防止について

- ① 当施設は「ハラスメントの防止に関する規則」に基づいた取り扱いを行います。職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントを防止するために職員が遵守すべき事項を定め、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- ② 利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合は、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 3 BCP（業務継続計画）の取り組みについて

当施設は、災害や感染症等の発生の際は、利用者へのサービス提供が困難になることが予想されるため、「地震風水害等発生時の業務継続計画」及び「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画」の指針に基づいた取り扱いをするものとします。

1 4 感染症について

施設内において「新型コロナウイルス」「インフルエンザ」「ノロウイルス」「疥癬」「食中毒」等の感染症発生及びまん延しないように「感染症マニュアル」に基づいた取り扱いを行います。生活における衛生と、利用者及び職員の健康を維持するように努めます。

1 5 緊急時及び事故発生時における対応方法について

職員は、利用者の心身の状況に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関及び利用者の家族に連絡し、適切な処置を講じるものとします。

なお、入院や緊急手術が必要と医師から診断された際に、利用者の家族等と連絡が取れないまま判断しなければならないときは、施設長が最良と思える判断を行いますので、あらかじめご了承ください。（別紙、同意書があります。）

1 6 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待を防止するための職員に対する研修の実施。
- ③ その他虐待防止のための必要な措置。

1 7 第三者評価の実施状況

当施設では、第三者評価は実施しておりません。

1 8 サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ 利用者提供したサービスについて記録を作成し、完結の日から5年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ 利用者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

※ 利用者の安全確保には最大限配慮いたしますが、それでも目が届かない時間帯もあり、転倒、転落、体調急変等が生じる恐れがありますので、あらかじめご了承ください。

1 9 サービスの利用に関する留意点

当施設の利用に当たって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、次の事項をお守りください。

(1) 持込みの制限

利用に当たり、居室での生活空間や非常の際の安全確保からみて持込品を制限しています。原則として、日常生活用品、衣類、テレビ、書籍類、小物類は持ち込んでも構いませんが、大物の持込みについてはご遠慮いただきます。

(2) 面会

面会時間は、午前9時00分から午後6時30分までを原則とします。この時間帯以外は、防犯上施錠しますので、この時間以外の面会については前もってご連絡いただくようお願いいたします。なお、緊急の場合には、玄関のインターホンで職員にご連絡ください。

飲食物の持ち込みがある場合には、食事等による健康管理に影響がありますので、職員に届け出るようお願いいたします。

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出て、面会簿への記載をして下さい。

※生鮮食品の持ち込みはご遠慮ください。その他の差し入れについては、食中毒予防のため、職員にご相談ください。

※なお、当面の間、感染症予防のため、予約制での面会としておりますので、ご協力をお願いいたします。

(3) 外出

外出をされる場合には、事前にお申し出ください。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。前日までに申し出があった場合には、その分の食費は免除されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

○ 居室及び教養施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○ 故意に、また、わずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室に立入り、必要な措置をとることができるものとします。この場合、ご本人のプライバシー等の保護に十分な配慮を行います。

○ 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 紛失、利用者間のトラブル防止等のため、原則として、利用者の現金所持はお断りしています。ご協力をお願いいたします。

(7) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

2 0 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホーム ライフピア青柳

説明者職氏名 生活相談員 佐藤 徹 ㊞

事業者

社会福祉法人 恒勝会

理事長 上田 淳 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

〒 ー

利用者住所

氏 名 ㊞

私は、以上の説明に立会い、内容について説明を受け、内容を確認いたしました。私は、本人の意思を確認し、本人に代わり署名を行いました。

本人との関係

〒 ー

署名代行の理由

住 所

氏 名 ㊞